

キトーライトクレーン KBKシステム

取扱説明書

お客様へ

- ・ 作業の方には必ずお読みください。
- ・ 管理者の方にも必ずお読みください。

キトーは産業界のお役に立つ、荷役機械の提供に取組んで半世紀余、常にお客様の安全を考えた製品造りを基本としております。お客様の正しいご使用と適切な管理によって、さらに一層の安全が確保されましょう。

安全は、キトーの願いです。

KITO

使用目的

キトーライトクレーンK B Kシステム（以下ライトクレーン）は、通常の使用条件下でつり上げた荷を、水平方向に手動で走行、横行させ、かつ垂直方向の巻上機（電気チェーンブロックまたはキトーバキュームハンド）との組合せにより、面搬送システムとして設計製作されているものです。

安全上のご注意

ライトクレーンは使い方を誤ると、つり上げた荷物の落下などの危険な状態になります。運転・操作、保守点検の前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくご使用ください。機器の知識、安全の情報、そして注意事項のすべてについて習熟してからご使用ください。

この取扱説明書では、注意事項を「危険」、「注意」の2つに区分しています。




危険

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起これて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。




注意

取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起これて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合及び物的損害のみの発生が想定される場合。

尚、 **注意** に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結び付く可能性があります。いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

絵表示の例

◇・△ 記号は、禁止・注意を促す内容があることを告げるものです。


（ の場合は一般的遵守事項を意味します）



記号は、禁止の行為であることを告げるものです。



記号は、行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。

（ の場合は一般的遵守事項を意味します）

※お読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。

1. 取り扱い全般について

危険

- 取扱説明書及び注意銘板の内容を熟知しない人は運転しないでください。
- 法定資格のない人は、絶対にクレーン操作や玉掛け業務を行わないでください。また、行わせないでください。



- 作業開始前の点検や定期自主点検を必ず実施してください。



2. 運転と操作について

⚠ 危険

- 定格荷重を超える荷は、絶対につらないでください。
- つった荷に人は乗らないでください。
また、人の乗る用途には絶対に使用しないでください。
- 荷を揺らせるような運転はしないでください。
- 斜め引きをしないでください。
- 損傷を受けたり、異音や異常振動がするライトクレーンを運転しないでください。

⚠ 注意

- つり荷を他の構造物や配線などに引っ掛けないでください。
- トロリをストッパに衝突させないでください。
- 本体に取り付けられた警告及び注意表示の銘板やラベルを外したり、不鮮明なまま使用しないでください。
- 共づり作業は行わないでください。

3. 保守点検、改造について

⚠ 危険

- 製品及び付属品の改造は絶対にしないでください。
- キトー純正部品以外は絶対に使用しないでください。
- 保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。
- 保守点検、修理をするときは、必ず空荷（つり荷がない）状態でおこなってください。
- 保守点検で異常箇所があったときは、そのまま使用せず直ちに補修してください。

⚠ 注意

- 保守点検、修理を実施するときは、作業中の表示（『点検中』や『通電禁止』など）を必ず行ってください。

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 「クレーン等安全規則」の適用	1
3. 各部の名称	2
4. 使用条件	3
4. 使用条件	4
5. 操 作	4
6. 保守と点検	4
6-1 設置後点検	4
6-2 日常点検	4
6-3 定期点検	4
付表-1. 点検項目と判定基準	5
付表-2. ライトクレーンの月例点検用チェックシート	10
付表-3. ライトクレーンの年次点検用チェックシート	12
7. 故障と対策	14
8. 管理の仕方	14
9. 安全対策部品(オプション)	15

注意：この取扱説明書は、事前の予告なく一部内容を変更することがあります。

1. はじめに

- この取扱説明書は、実際にライトクレーンをお使いになる作業者的方を対象として内容をまとめております。加工・組立・据え付けされる作業者的方については別冊「キトーライトクレーンKBKシステム組立要領書」をご参照ください。
- ライトクレーンは、ガーダ及び走行レール等の「クレーンの構造部分」と「巻上機」（電気チェーンブロックまたはキトーバキュームハンド）とで構成されています。
この取扱説明書は、クレーンの構造部分を主として作られておりますので、巻上機については当該製品に付属している取扱説明書をご利用ください。
- 巻上機のつり上げ荷重 0.5t 以上の電気チェーンブロックとトロリを組み合わせる場合は、「クレーン等安全規則」の適用を受けますのでご注意ください。

2. 「クレーン等安全規則」の適用

(1) クレーン設置上の注意事項

- つり上げ荷重 0.5t 以上 3t 未満の場合、「設置報告書」を所轄の労働基準監督署へ提出してください。（第 11 条）

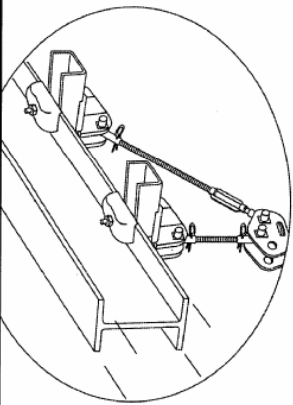
(2) クレーン使用上の注意事項

- つり上げ荷重 0.5t 以上のクレーンをお使いになる場合、運転者の資格、玉掛け作業者の資格が定められています。（第 21 条, 221 条, 222 条）

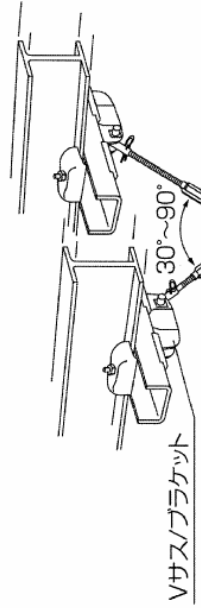
テラハ構成例

図 2

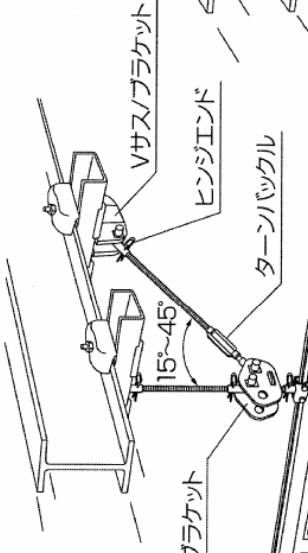
IB(インクラインブレース)サスペンション



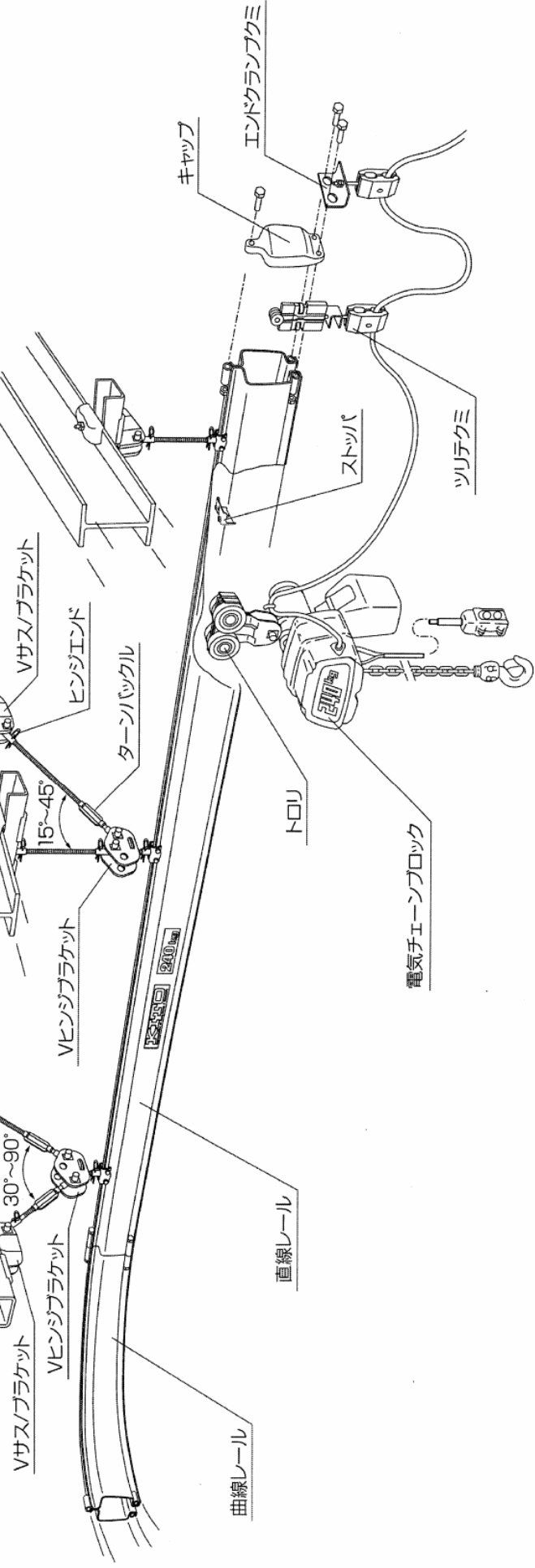
Vタイプ(V)サスペンション



BR(ブレース)サスペンション



IN(インクライン)サスペンション



4. 使用条件

- このライトクレーンは
 - (設置) 必ず屋内に設置してお使いください。
 - (温度) $-10^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$ の範囲でお使いください。
 - (雰囲気) 爆発性及び腐食性の高い雰囲気内では、使用できません。

5. 操作

- ▲ 注意** ■ 電気チェーンブロックのオシボタンコードやバキュームハンドのホースを押ししたり引っ張ったりして、荷を移動させないでください。
 - トロリをストッパに衝突させる使用は、行わないでください。
- 電気チェーンブロックのロードチェーン、シタフックまたはつり荷を手で押して荷を移動させてください。
- バキュームハンドのオペレータハンドルを手で押して荷を移動させてください。

6. 保守と点検

- ◆ 危険** ■ 点検が安全の第一歩。作業者の方は必ず日常点検を実施してから作業を始めてください。
 - 0.5t以上のクレーンは「クレーン等安全規則」で作業開始前の点検、定期自主点検(月例点検・年次点検はその結果を3年間記録保存)が事業者には義務付けられています。(第36条,38条)

6-1 設置後点検

- 運転(操作)を開始1~2ヶ月後に、サスペンション、レール、キャップ及びストッパ等の全てのネジ接合箇所、スプリングクリップ接続箇所を点検し必要に応じて増し締めを行ってください。

6-2 日常点検

- 毎日、使用する前に必ず無負荷(荷をつらない状態)にて次の点検を実施してください。
 - (1) ライトクレーンが軽い手動力で滑らかに移動するか。
 - (2) ライトクレーン各部に変形、損傷、脱落、緩み等はないか。
 - (3) 通常と違った音はしないか。
 - (4) ネームプレートがはがれたり、見にくくなっていないか。

- ▲ 注意** ■ 何か異常を発見したら使用を中止し、専任の担当者に修理を依頼するか、キトーにご相談ください。

6-3 定期点検

- ライトクレーンを故障なく安全に使用していただくために、必ず定期点検を実施してください。

☆ 月例点検

作業頻度に応じて毎月1回以上は、点検を行ってください。

☆ 年次点検

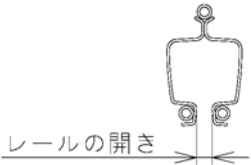
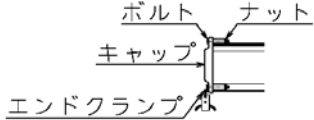
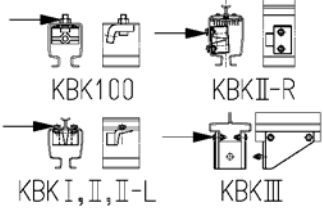
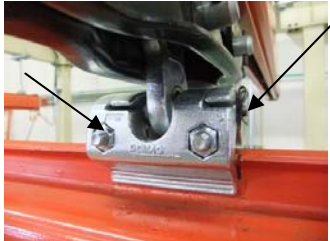

作業頻度に応じて毎年1回以上は、分解などをして点検を行ってください。

点検項目と判定基準は、付表-1を参照してください。

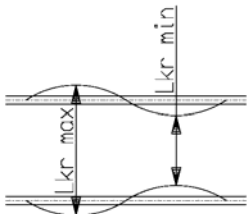
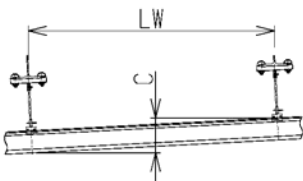
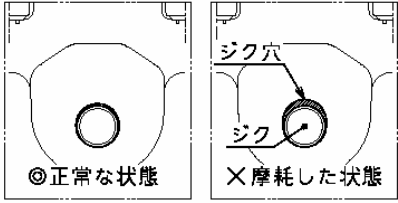
月例点検用チェックシート及び年次点検用チェックシートは付表-2、付表-3を参照して下さい。



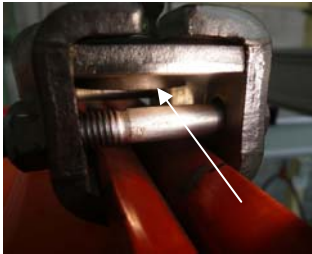
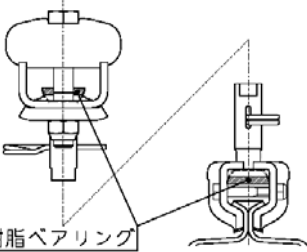
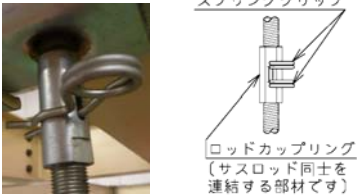
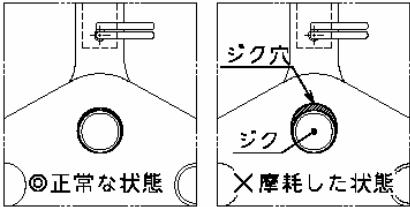
尚、付表-1中には安全対策部品(オプション)が含まれています。(P.15参照)

付表－１． 点検項目と判定基準


	点検項目	点検方法	使用限界または判定基準	処置・その他
レール【ガーダ、走行レール】	レールの開き 	ノギスを使用し測定する	KBK100：限界 20mm KBK I：限界 20mm KBK II-L, II：限界 26mm ※KBK IIIはレールが開く構造ではないため除外する	限界寸法より広がったレールは交換する
	キャップ取付ボルト、ナットの緩み 			
	ストップ取付ボルト、ナットの緩み 			
	ターミナルハコ及びターミナルハコウケ取付ボルト、ナットの緩み 	目視しテストハンマで叩いてみる	取付ボルト、ナットの緩み及び脱落がなく確実に締め付けられていること	増し締めする (表 1-1 参照)
	サスペンションアイ取付ボルト、ナットの緩み クリップの取付状態 	クリップの取付	確実に取付けられていること 表 1-1 締め付けトルク一覧表	確実に取付ける
ジョイントボルト、ナットの緩み 				

ボルト径	M6	M8	M10	M12	M16
締め付けトルク (N・m)	10	25	45	80	150

	点検項目	点検方法	使用限界または判定基準	処置・その他
レール 【ガーダ、走行レール】	ガーダスパン(Lkr)の測定 	メジャー等により測定する	ガーダスパン(Lkr)の差 ±12mm 以下	判定基準内となるようサスペンション位置を調整する
	走行レールの勾配(C)の測定 	レベルにより測定する	C: 走行レール取付ピッチ(LW)の1/1000mm 以下	判定基準内となるようサスロッド長さを調整する
	走行レール間の高低差(D)の測定 		D: ガーダスパン(Lkr)の1/500mm 以下、但し最大値は10mm 以内とする	
ト ロ リ	BOクリップの取付状態 	目視で点検する	確実に固定されていること	確実に固定する
	トロリフレームの摩耗 ※KBK100, Iのみ対象 (サイドローラ無しのため) 	目視し、必要に応じてノギス等で測定する	フレーム厚(基準 8mm)の限界摩耗量は0.5mm	・トロリを交換する ・レールに異常がないか確認する
	サイドローラの取付状態 ※KBK II-L, II, IIIのみ対象	目視で点検する	脱落していないこと  【図3】	トロリを交換する
	ジク、ジク穴の状態 	目視し、必要に応じてノギス等で測定する	軸径・穴径の摩耗量は2mm以下 KBK100, I → 基準(ジク)φ16mm " (ジク穴)φ17mm KBK II-L, II → 基準(ジク)φ20mm " (ジク穴)φ20.5mm KBK III → 基準(ジク)φ24mm " (ジク穴)φ26mm	ジクの摩耗はジクを交換し、ジク穴の摩耗はトロリを交換する

	点検項目	点検方法	使用限界または判定基準	処置・その他
ボルトの緩み	トラックランプ取付用ボルト、ナットの緩み 	目視しテストハンマで叩いてみる	取付ボルト、ナットの緩み及び脱落がなく確実に締め付けられていること	増し締めする (表1-1参照)
	サスペンションランプ(Cブラケット)取付ボルト、ナットの緩み 			
サスペンション	ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイの状態 	目視で点検する ※KBKⅢについては目視で確認できないため分解して点検する	樹脂ベアリングに亀裂、割れがなく確実に取付られていること 	ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイを交換する
	スプリングクリップの取付状態 ・ボールロッド部(図1) ・ボールボルト部(図1) ・ターンバックル部(図2) ・ヒンジエンド部(図2) ロッドカップリング部	目視で点検する	確実に取付けられていること 変形、傷等がないこと 	確実に取付ける 変形、傷等があるものは使用不可。交換する。
	ジク、ジク穴の状態 ※BR, IN, IB, V サスペンションのみ該当 	目視し、必要に応じてノギス等で測定する	軸径・穴径の摩耗量は2mm以下 KBK100, I →基準(ジク)φ16mm " (ジク穴) φ17mm KBKⅡ-L, Ⅱ→基準(ジク)φ20mm " (ジク穴) φ21mm KBKⅢ →基準(ジク)φ20mm " (ジク穴) φ21mm	摩耗しているものは交換する
	ターンバックルの状態(図2) ※BR, IB, V サスペンションのみ該当	目視で点検する	亀裂や変形がないこと	交換する
	サスロッドの状態(図1)	目視で点検する	曲がりがないこと	交換する

		点検項目	点検方法	使用限界または判定基準	処置・その他	
給電・給気関係	給電ケーブル・エアホース・サクシジョンホース	電気チェーンブロック	目視で点検する	・ 損傷がないこと	交換する	
				・ ケーブルのよじれはないか ・ 確実に取付けられていること	確実に取付ける	
		バキュームハンド		目視及び圧力計で点検する	・ 空気漏れはないか ・ 亀裂、破損はないか ・ 詰まりはないか	交換する
					・ ホースのよじれはないか ・ 確実に取付けられていること	確実に取付ける
	(キートライトクレーンKBKシステム組立要領書・DELバスバー組立要領書参照)	導体	目視する		<ul style="list-style-type: none"> ・ 異物の付着はないか ・ キズはないか 	異常のあるものは交換する
		導体結合部		KBKⅢ DEL バスバー		
				KBKⅡ-R バスバージョイント		
		端末給電部		KBKⅢ DEL コネクション		
				KBKⅡ-R フィードインキャップ		
中間給電部		KBKⅢ DEL エンドキャップ				
		KBKⅡ-R センターフィードレール				
集電子の状態		KBKⅢ DEL フィードイン				
		・ 確実に取付けられていること		確実に取付ける		
				ケーブルは確実に接続されているか	確実に接続する	

	点検項目	点検方法	使用限界または判定基準	処置・その他
安全対策部品（オプション） 【安全対策施工要領書参照】	ワイヤーロープの状態	目視する	断線やほつれ、キンクがないこと	交換する
	ワイヤクリップのボルト、ナットの緩み 	目視しテストハンマで叩いてみる	ボルト、ナットの緩み及び脱落がなく確実に取付けられていること	増し締めする (表1-1参照)
	トラッククランプ・サスペンションアイ取付用ボルト、ナットの緩み			
	GRカナグの状態	目視する	確実に取付けられていること	確実に取付ける
作 動 確 認	クレーンの作動状態	無負荷にて 巻上下・横行・走行 する	クレーンが円滑に作動すること	原因箇所を特定し処置を施す
			異音やガタつきがないこと	
			レールジョイント部の引っ掛かりがないこと	レールジョイント部の段差を調整する
			レールのトロリクルマ踏面に異物はないか	除去する

付表－２．ライトクレーンの月例点検用チェックシート

点検日 平成 年 月 日

クレーン番号	設置場所	定格荷重	クレーン製造番号	認印	点検者
点検項目			良否	不良内容及び処置	処置完了月日
【ガーダ・走行レール】	1	キャップ取付ボルト、ナットの緩み			
	2	ストッパ取付ボルト、ナットの緩み			
	3	ターミナルハコ及びターミナルハコウケ取付ボルト、ナットの緩み			
	4	サスペンションアイ取付ボルト、ナットの緩み			
	5	ジョイントボルト、ナットの緩み			
トオリ	6	ＢＯクリップの取付状態			
サスペンション	7	トラッククランプ取付用ボルト、ナットの緩み			
	8	サスペンションクランプ(Cブラケット)取付ボルト、ナットの緩み			
	9	ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイの状態			
	10	スプリングクリップの取付状態			
	11	ターンバックルの状態			
	12	サスロッドの状態			
給電・給気関係	13	給電ケーブルの状態			
	14	エアーホース・サクションホースの状態			
	15	バスバーの状態			
	16	集電子の状態			
安全対策部品(オプション)	17	ワイヤーロープの状態			
	18	ワイヤクリップのボルト、ナットの緩み			
	19	トラッククランプ、サスペンションアイ取付用ボルト、ナットの緩み			
	20	GRカナグの状態			

点 検 項 目		良 否	不良内容及び処置	処 置 完了月日
作 動 確 認	21	クレーンが円滑に作動するか		
	22	レールジョイント部に引っ掛かりはないか		
	23	レールのトロリクルマ踏面に異物はないか		
	24	トロリの異音やガタつきはないか		
そ の 他	25	定格荷重等のネームプレートのはがれはないか		
<u>その他特記事項 ※上記の他、ご使用になられて何か気付いた点があればご記入(連絡)下さい。</u>				

注 1 : 点検の結果「良」の場合は○印 } ×印の場合には不良内容の処置を行い、処置完了月日を記入すること。
 点検の結果「否」の場合は×印

注 2 : 本チェックシートは、3年間保管すること。

付表－３．ライトクレーンの年次点検用チェックシート

点検日 平成 年 月 日

クレーン番号	設置場所	定格荷重	クレーン製造番号	認 印	点 検 者
点 検 項 目			良 否	不良内容及び処置	処 置 完了月日
レ ー ル 【 ガ ー ダ ・ 走 行 レ ー ル 】	1	レールの開き			
	2	キャップ取付ボルト、ナットの緩み			
	3	ストッパ取付ボルト、ナットの緩み			
	4	ターミナルハコ、ターミナルハコウケ取付ボルト、ナットの緩み			
	5	サスペンションアイ取付ボルト、ナットの緩み			
	6	ジョイントボルト、ナットの緩み			
	7	ガーダスパン(Lkr)の測定			
	8	走行レール(C)の勾配の測定			
	9	走行レール間の高低差(D)の測定			
ト ロ リ	10	ＢＯクリップの取付状態			
	11	トロリフレームの摩耗			
	12	サイドローラの取付状態			
	13	ジク、ジク穴の状態			
サ ス ペ ン シ ヨ ン	14	トラッククランプ取付用ボルト、ナットの緩み			
	15	サスペンションクランプ(Cブラケット)取付ボルト、ナットの緩み			
	16	ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイの状態			
	17	スプリングクリップの取付状態			
	18	ジク、ジク穴の摩耗			
	19	ターンバックルの状態			
	20	サスロッドの状態			

点 検 項 目		良 否	不良内容及び処置	処 置 完了月日
給電・ 給気関係	21	給電ケーブルの状態		
	22	エアーホースの状態・サクシオンホースの状態		
	23	バスバーの状態		
	24	集電子の状態		
(安全対策部品 オープン)	25	ワイヤーロープの状態		
	26	ワイヤクリップ取付ボルト、ナットの緩み		
	27	トラッククランプ、サスペンションアイのボルト、ナットの緩み		
	28	GRカナグの状態		
作 動 確 認	29	クレーンが円滑に作動するか		
	30	レールジョイント部に引っ掛かりはないか		
	31	レールのトロリクルマ踏面に異物はないか		
	32	異音やガタつきはないか		
そ の 他	33	定格荷重等のネームプレートにはがれはないか		
その他特記事項 ※上記の他、ご使用になられて何か気付いた点があればご記入(連絡)下さい。				

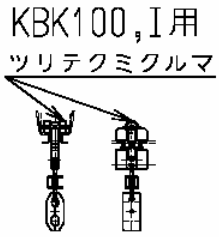
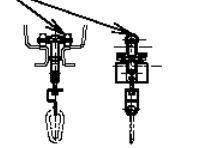
注1：点検の結果「良」の場合は○印
 点検の結果「否」の場合は×印 } ×印の場合には不良内容の処置を行い、処置完了月日を記入すること。

注2：本チェックシートは、3年間保管すること。

7. 故障の原因と対策

⚠ 危険 故障チェック・修理をする場合は、必ず電源を遮断してから実施してください。
修理は事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。

■ キトー製品のアフターサービス業務は、各営業所または部品センターが取り扱っております。ご依頼の前に次の表を参考にチェックされたうえ、お問い合わせいただきますと対策に無駄がなくスピーディに解決します。

故障または不具合	原因	処置
・動きが円滑でない ・異音やガタつきがある   【図4】	・トロリクルマの偏摩耗(P.6 図3)	・トロリの交換
	・サイドローラの脱落(P.6 図3)	
	・トロリクルマへ異物が付着している(P.6 図3)	・異物の除去
	・レール内部へ異物が付着している	
	・ツリテクミクルマの偏摩耗	・ツリテクミの交換
	・ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイの樹脂ベアリングに亀裂や割れがある	・ボールロッド、ボールボルト、サスペンションアイの樹脂ベアリングを交換する
	・レール接合部に段差がある	・レール接合部の段差を調整する
	・集電子がバスバーから外れている	・集電子を適正な位置へ取付ける
	・スパン施工精度が悪い	・適正なスパンに調整する
	・過荷重の状態で使用している	・定格荷重内で使用する
・トロリ(走行用)及びサスペンションに跳ね上がりが発生している	・ガーダ、走行レールの張出しを適正な位置に調整する	
・トロリが片側に流れる	・直線レール(走行用)の勾配が適正でない	・適正な勾配に調整する
	・直線レール(走行用)の高低差が適正でない	・適正な高低差に調整する

8. 管理の仕方

⚠ 注意 荷を移動する時は常に危険が存在します。誤った操作や、日頃の整備を怠ればなおさらです。正しい操作と正しい管理が安全を守る両輪といえます。

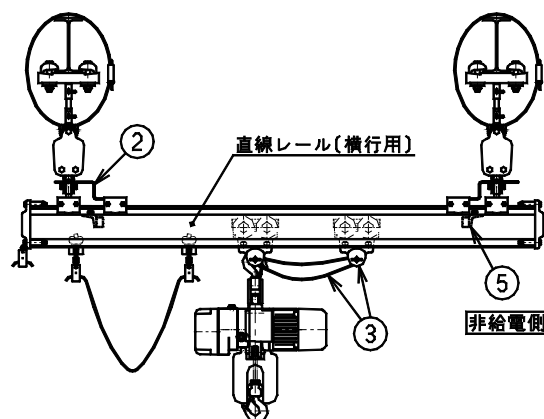
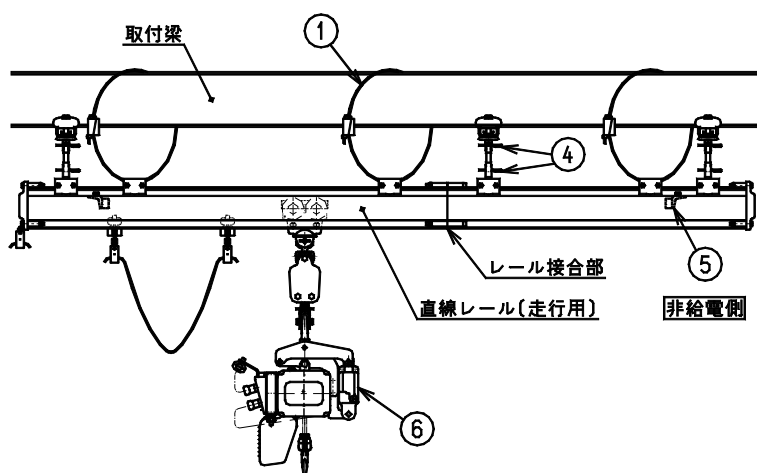
正しい管理ポイントは、

- 管理責任者を決める。
- 職場に適した作業基準や点検基準を決める。
- 教育による作業基準の徹底を図る。

9. 安全対策部品(オプション)

- ライトクレーンには、より安全性を高めるための、安全対策部品が準備されております。
- ライトクレーンは、正規の組立作業、通常の使用条件下において操作・メンテナンスが正しくおこなわれていれば、クレーンが落下する恐れはありません。ここに記載する安全対策部品とは、装置(システム)の一部に問題が発生したときに、代わりに機能を果たす代行能力を備えるものです。

NO.	対策項目	対策内容(施工方法)
①	直線レール(走行用)及び曲線レールに落下防止ワイヤーを取付ける	・各レール両端の上部にトラッククランプを取付け、ワイヤーロープにたるみ(20mm程度)を持たせて上部梁等と結束する。 【ワイヤー径】 φ6.5mm
②	直線レール(ガーダ用)にGRカナグを取付ける	・トロリ(走行用)と直線レール(ガーダ用)をGRカナグで連結する。
③	巻上機に落下防止ワイヤーを取付ける	・トロリ(ガーダ用)とは別に落下防止用トロリを取付け、ワイヤーロープにたるみ(20mm程度)を持たせて巻上機本体と結束する。 【ワイヤー径】 φ6.5mm
④	スプリングクリップの脱落防止	・スプリングクリップとサスロッドを、結束バンド(インシュロック等)で固定する。
⑤	二重ストップの取付	・非給電側にもキャップ以外にトロリ用のストップを設ける。
⑥	巻上機に過負荷防止装置取付	・過荷重の要素がある場合には、巻上機にオーバロードリミッタ等を取り付ける。



もし、この資料の内容に不明な点や、さらに詳細な情報をお知りになりたい方は、最寄りのキトーまでお問い合わせ下さい。

お客様が末永く、弊社製品を安全にご愛用いただけますこと、キトーは心より願っております。

KITO

DEMAG Cranes & Components GmbH 代理店

本 社 工 場

山 梨 本 社 〒409-3853 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 2000 番地

キトーホイスタービス株式会社


本 社 ・ 東 京 支 店	〒163-0809	東京都新宿区西新宿 2 丁目 4 番 1 号 新宿 NSビル 9 階	TEL (03)5908-0190	FAX (03)5908-0199
中 部 支 店	〒465-0013	愛知県名古屋市中東区社口 1-1004	TEL (052)769-1510	FAX (052)726-8689
関 西 支 店	〒570-0003	大阪府守口市大日町 2-10-3	TEL (06)6907-0612	FAX (06)6907-0614
九 州 営 業 所	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵 3-27-10	TEL (092)473-8050	FAX (092)483-6869

株式会社キトー

東 京 本 社	〒163-0809	東京都新宿区西新宿 2 丁目 4 番 1 号 新宿 NSビル 9 階		
		東京営業グループ	TEL (03)5908-0173	FAX (03)5908-0179
		特需営業グループ	TEL (03)5908-0174	FAX (03)5908-0179
札 幌 営 業 所	〒003-0022	北海道札幌市白石区南郷通 8 丁目南 1-8	TEL (011)864-3264	FAX (011)864-3265
仙 台 営 業 所	〒983-0045	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-10-36	TEL (022)291-8145	FAX (022)297-1976
新 潟 営 業 所	〒950-0912	新潟県新潟市中央区南笹口 1-1-13	TEL (025)247-1381	FAX (025)243-0798
北 関 東 営 業 所	〒327-0821	栃木県佐野市高萩町 1337-2 ミネルバS 107 号室	TEL (0283)24-5261	FAX (0283)24-5288
千 葉 営 業 所	〒260-0044	千葉県千葉市中央区松波 1-11-3	TEL (043)206-0611	FAX (043)206-0614
横 浜 営 業 所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-21-7	TEL (045)474-3951	FAX (045)474-3957
甲 信 営 業 所	〒409-3853	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 2000(山梨本社テクノセンタ - 1F)	TEL (055)275-7608	FAX (055)275-7598
静 岡 営 業 所	〒436-0029	静岡県掛川市南 1-6-15(キヨミズキャンパス 1C)	TEL (0537)61-1177	FAX (0537)61-1178
名 古 屋 営 業 グループ	〒465-0013	愛知県名古屋市中東区社口 1-1004	TEL (052)726-8686	FAX (052)726-8689
北 陸 営 業 所	〒920-0022	石川県金沢市北安江 1-1-1(坂口第 2ビル 1F-D)	TEL (076)262-3611	FAX (076)262-3880
大 阪 営 業 グループ	〒570-0003	大阪府守口市大日町 2-10-3	TEL (06)6907-0601	FAX (06)6907-0614
中 四 国 営 業 所	〒700-0975	岡山県岡山市北区今 5-13-36	TEL (086)243-0882	FAX (086)241-0926
福 岡 営 業 所	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵 3-27-10	TEL (092)483-6861	FAX (092)483-6869

サービス

札幌部品センター	〒007-0825	北海道札幌市東区東雁来 5 条 1-3-28	TEL (011)784-3633	FAX (011)784-3630
福岡部品センター	〒812-0007	福岡県福岡市博多区東比恵 3-27-10	TEL (092)483-6864	FAX (092)483-6869
東部サービスグループ 東部サービス事務所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-21-7 "	TEL (045)474-3952 TEL (045)474-3953	FAX (045)474-3958 FAX (045)474-3958
西部サービスグループ 西部サービス事務所	〒570-0003	大阪府守口市大日町 2-10-3 "	TEL (06)6907-0611 TEL (06)6907-0610	FAX (06)6907-0616 FAX (06)6907-0616

お客様相談センター  受付時間 9:00~17:00 (土・日祝日を除く)

TEL : 0120-988-558

FAX : 0120-988-228 E-mail : callcenter@kito.co.jp

注意:この取扱説明書は、事前の予告なく一部内容を変更することがあります。

取 扱 店